

事 務 連 絡

平成25年3月28日

神奈川県労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

補償課職業病認定対策室長

石綿による疾病の業務上外について（回答）

平成25年1月29日付けで協議のあった下記1の事案について、下記2のとおり回答する。

記

1 神奈川県労働局 労働基準監督署 事案

2 本件については、
ことから、業務上の疾病に該当しないもの
として取り扱われたい。

事 務 連 絡

平成25年3月28日

三重労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿による疾病の業務上外について（回答）

平成24年11月13日付けで協議のあった下記1の事案について、下記2
のとおり回答する。

記

1 三重労働局 労働基準監督署 事案

2 本件については、

（以下、内容が黒塗りされているため省略）

（ ） 良性石綿胸水を発症したものとは認められない。
したがって、業務上の疾病に該当しないものとして取り扱われたい。
なお、（ ） ので、石綿健康管理手帳
で経過観察を行うこと。

事 務 連 絡

平成25年3月28日

大阪労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿による疾病の業務上外について（回答）

平成25年3月18日付けで協議のあった下記1の事案について、下記2のとおり回答する。

記

- 1 大阪労働局 労働基準監督署 事案
- 2 本件請求人の胸水は、業務上の「良性石綿胸水」と認める。
療養補償給付については、
を
支給対象とすること。なお、当該支給対象となる検査、治療等が行われた日
について休業補償給付の対象となるので、休業補償給付が未請求の場合にあ
っては、早急に請求勧奨されたい。

事 務 連 絡

平成25年3月28日

兵庫労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長

石綿による疾病の業務上外について（回答）

平成24年6月22日付けで協議のあった下記1の事案について、下記2のとおり回答する。

記

1 兵庫労働局 労働基準監督署 事案

2 本件被災労働者は、
このため、被災労働者は、

したがって、業務上の疾病に該当するものとして取り扱われたい。

なお、本件は 肺がん
を発症したものであるが、
そのため、
として事務処理を行うこと。